

懇談会  
切替え

44宇宙委第40号

昭和44年5月2日

殿

宇宙開発委員会委員長  
木内四郎

第12回宇宙開発委員会定例会議の開催  
について

標記会議を下記により開催しますので、ご出席下さい。

記

1. 日 時 昭和44年5月7日(水)  
午後2時~4時
2. 場 所 科学技術庁第2会議室
3. 議 題 東京大学宇宙航空研究所および郵政省電波研究所  
の昭和44年度業務計画の説明

44宇宙委第45号  
昭和44年5月10日

殿

宇宙開発委員会委員長  
木内四郎

第~~73~~<sup>12</sup>回宇宙開発委員会定例会議の開催  
について

標記会議を下記により開催しますので、ご出席下さい。

記

- 1 日時 昭和44年5月14日(水)  
午後2時～5時
- 2 場所 科学技術庁第2会議室
- 3 議題 郵政省電波研究所および気象庁気象研究所の  
昭和44年度業務計画の説明

第12回宇宙開発委員会定例会議  
議事次第

- 1 前回議事要旨の確認
- 2 郵政省電波研究所および気象庁気象研究所の昭和44年度業務計画の説明
- 3 その他

配布資料

- 委1.2-1 第12回宇宙開発委員会定例会議議事要旨
- 委1.2-2 昭和44年度郵政省電波研究所業務計画
- 委1.2-3 昭和44年度気象庁気象研究所業務計画

第11回宇宙開発委員会定例会議議事要旨

- 1 日時 昭和44年4月23日(水)午後2時~4時
- 2 場所 科学技術庁第2会議室
- 3 議題 (1) 前回議事要旨の確認  
(2) 昭和44年度宇宙開発推進本部業務計画について

4 出席者

委員長代理 山 県 昌 夫  
 委 員 関 義 長  
 委 員 大 野 勝 三

関係行政機関職員

科学技術庁宇宙開発推進本部長 松 浦 陽 恵

科学技術庁宇宙開発推進本部総括開発官

黒 田 泰 弘

文部省大学学術局審議官(代理:大学学術局学術課

鈴 木 喬)

通商産業省工業技術院総務部長(代理:工業技術院総

務部総務課 若 林 俊一郎)

運輸省大臣官房参事官(代理:大臣官房政策計画官付

清 水 正 義)

気象庁総務部長(代理:観測部高層課

中 村 繁)

海上保安庁総務部長(代理:水路部編曆課

山 崎 昭)

郵政省電波監理局無線通信部長(代理:電波監理局技術  
調査課 中 条 晶 雄)

事務局

科学技術庁研究調整局宇宙企画課長 山 野 正 登 他

5 配布資料

委11-1 第11回宇宙開発委員会定例会議議事要旨

委11-2 昭和44年度宇宙開発推進本部業務計画

6 議事要旨

(1) 前回議事要旨の確認

「第10回宇宙開発委員会定例会議議事要旨」が確認された。

(2) 昭和44年度宇宙開発推進本部業務計画について

松浦宇宙開発推進本部長および黒田同本部総括開発官から、昭和44年度宇宙開発推進本部業務計画について説明があつたのち、委員の質問に対し次のような補足説明があつた。

(イ) 昭和46年度の電離層観測衛星の打上げまでの開発計画については、現在、技術導入も含めた技術的諸問題につき検討を行なつている。

(ロ) 現在、ロケットの打上げ回数は年2回であるが、衛星の打上げを行なう昭和46年度および昭和48年度にはこれでは不十分であると考えられる。

(ハ) 本部の技術顧問には、東京大学宇宙航空研究所長、郵政省電波研究所長、科学技術庁航空宇宙技術研究所長等を考へており、今後、これらの機関との協力を一層緊密にしていきたい。

昭和44年5月  
郵政省電波研究所

昭和44年度衛星研究開発計画

1 概要

電波研究所が現在開発の対象としている衛星は電離層観測衛星と実験用通信衛星の二種類である。

電離層観測衛星はその完成の目標を昭和46年度におき、昭和43年11月仕様を制定、昭和44年3月からプロトタイプ製作にかかっている。しかしながら、宇宙開発事業団が本年10月1日に発足する予定になつていたので、事業団の発足と共に、この衛星の製作は事業団に引継がれる。事業団によつて衛星が完成打上げされ、所定の軌道に乗せられた後は、電離層観測衛星は再び事業団から電波研究所に引継がれ、予定の観測が行われ、観測データがとられる。

従つて、電離層観測衛星に関する昭和44年度の予算は、(1) 10月1日までの環境試験の費用と(2) 衛星の管制施設整備費の一部である。

実験用通信衛星はその完成の目標を昭和48年度におき、現在搭載機器の基礎研究の段階にある。この衛星も後には事業団に引継がれる予定である。

現在の基礎研究の段階は、昭和42年に着手した電気式デスパンアンテナの研究と、昭和44年度に予算が認められたミリ波通信の研究である。予定されている衛星は、UHF・SHFおよびミリ波から成る通信系を有するもので、重量は

約100kgの静止衛星である。

2 予算

電波研究所の衛星開発のための昭和44年度予算は次の通りである。

単位千円

区 分	43年度予算額	44年度予算額
1 人工衛星の研究開発に必要な経費	599,190 ④498,136	28,092
1.1 電離層観測衛星の研究開発	132,650 ④498,136	
1.2 環境試験施設の維持運用	32,891	* 28,092
1.3 衛星管制施設の整備		④376,000
2 特別研究費		
2.1 ミリ波通信の研究開発	0	79,000 ④42,000
合 計	599,190 ④498,136	107,092 ④418,000

\*印は6ヶ月分の維持費

(一) 気象研究所における宇宙開発関係研究

昭和44年5月14日  
気象研究所

1. 気象衛星I型について

予算決当額

	試験研究費	旅 費
昭和43年度	9,094 <sup>円</sup>	134 <sup>円</sup>
昭和44年度	12,421	70

研究経過および計画

地面雲頂温度測定用窓領域赤外線センサーの開発研究を行っており、前年度は撃留気球搭載用有線伝送方式のセンサーを試作した。

本年度は同一センサーにつき無線伝送方式のものを開発研究する予定である。

担当研究室

高層物理研究部才又研究室（主として日射・輻射担当）がその一部をこいて研究を行っている。

2. 気象衛星II型について

予算決当額なし、現在経常研究費の一部をこいて、予備的研究を行っている。

研究の経過および計画

浮遊気球又はブイなどからの  
気象データ収集が目的であるが、  
現在はマイラー製 高度気球の  
試作研究を行っている。

担当研究室

高層物理研究部 第1研究室 (古と  
して 気象ロケット特殊ソング等を担当)  
が、その一部をきいて研究を行なっ  
ている。

わが国における宇宙の開発及び利用の基本に関する決議（案）

昭和四十四年 五月 九日  
衆議院

わが国における「地球上の大気圏の主要部分を超える宇宙」に打ち上げられる物体及びその打上げ用ロケットの開発及び利用は、平和の目的に限り、學術の進歩、国民生活の向上及び人類社会の福祉を図り、あわせて産業技術の発展に寄与するとともに、進んで国際協力に資するためこれを行なうものとする。



昭和四十四年二月  
第六十一回国会

宇宙開發事業団法案資料

郵 科  
政 学  
省 術  
厅

目次

- 一 提案理由說明
- 二 法律案要綱
- 三 法律案
- 四 新旧对照表
- 五 参照条文

一 提 案 理 由 說 明

## 宇宙開発事業団法案提案理由説明

宇宙開発事業団法案につきまして、その提案の理由および要旨を御説明申し上げます。

宇宙開発は、通信、気象、航行、測地等の各分野において国民生活に画期的な利益をもたらすとともに、関連する諸分野の科学技術の水準を向上させ、新技術の開発を推進する原動力となるものであります。

先進諸国におきましては、この宇宙開発の重要性に着目し、開発体制を整備し、具体的な開発目標を定め、国家的事業としてその積極的な推進を図つており、その成果にはかつ目すべきものがあります。

このような情勢にかんがみ、わが国においても、宇宙開発の本格的な推進とそのため体制の整備が各方面から強く要請されるに至り、その体制

整備の一環として、まず、昨年五月、国の宇宙開発を計画的かつ総合的に推進するため、その重要事項について企画、審議、決定する宇宙開発委員会が設置されました。

現在、わが国の宇宙開発は、宇宙開発委員会の昨年十一月の決定に沿って、昭和四十六年に電離層観測衛星を、昭和四十八年度に実験用静止通信衛星を打ち上げることを目標に進められておりますが、この目標を達成するためには、多岐にわたるきわめて高度な技術を駆使するとともに短期間に多額の資金を投入することが必要であつて、これは国の総力を結集して行なうべき大事業であります。

これを成功させるためには、政府はもちろん学界、産業界から広く優れた人材を結集するとともに、弾力的な事業運営を行なうことが必要であり、このために、中核的な開発実施機関として、新たに特殊法人宇宙開発事業団を設立し、宇宙開発を総合的、計画的かつ効率的に実施しようとするものであります。

この事業団は、現在の科学技術庁宇宙開発推進本部を発展的に解消し、その業務と組織を引き継ぎ、これに加えて従来郵政省電波研究所で行なつておりました電離層観測衛星の開発関係部門を移管させることとし、また将来、開発実施体制の一元化をさらに推進しうるような仕組みといたしております。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。

まず第一に、この事業団は、人工衛星および人工衛星打上げ用ロケットの開発、打上げおよび追跡を総合的、計画的かつ効率的に行ない、宇宙の開発および利用の促進に寄与することを目的として設立されるものであります。

第二に、事業団の資本金は、設立に際して政府が出資する五億円、科学技術庁宇宙開発推進本部および郵政省電波研究所から承継する特定の財産の価額ならびに民間からの出資額の合計額でありまして、このほか、将来、必要に応じて資本金を増加することができることといたしております。

第三に、事業団の機構につきましては、役員として、理事長一人、副理事長一人、理事五人以内および監事二人以内を置くほか、非常勤理事および顧問の制度を設けまして関係各界の参加を得て、その協力体制の確立を図ることとしております。

第四に、事業団の業務といたしましては、みずからまたは委託に応じ、人工衛星および人工衛星打上げ用ロケットの開発、打上げおよび追跡を行なうことといたしております。

なお、事業団がその業務を行なうにあつては、主務大臣の認可を受け

て定める基準に従つてその業務の一部を民間機関等に委託することができるといひたしております。

また、事業団の業務の運営につきましては、宇宙開発委員会の議決を経て内閣総理大臣が定める宇宙開発に関する基本計画に従つてその業務を行ふことといたしております。

第五に、事業団の監督は、主務大臣がこれを行ふこととしておりますが、主務大臣は、内閣総理大臣および郵政大臣のほか、将来政令でこれを追加しうるようにして一元化の進展に應ずることといたしております。

第六に、事業団は、その設立の際に、科学技術庁宇宙開発推進本部の廃止および郵政省電波研究所の業務の一部の移行に伴う権利義務の承継を行ふことといたしております。

その他、財務および会計等につきましては、他の特殊法人とほぼ同様の

規定を設けております。

以上が、この法律案の提案の理由およびその要旨であります。なにとぞ慎重御審議のうえ、すみやかに御賛同くださるようお願い申し上げます。

（以下、議事録の重複したと思われる文字列が多数見られるが、内容はほとんど不明瞭である。）



二  
法  
律  
案  
要  
綱

## 宇宙開発事業団法案要綱

### 第一 目的

平和の目的に限る。

宇宙開発事業団は、人工衛星及び人工衛星打上げ用ロケットの開発、打上げ及び追跡を総合的、計画的かつ効率的に行ない、宇宙の開発及び利用の促進に寄与することを目的として設立されるものとする。

### 第二 資本金

宇宙開発事業団（以下「事業団」という。）の資本金は、政府及び政府以外の者が出資する金額（事業団成立の時間において科学技術庁宇宙開発推進本部及び郵政省電波研究所の業務の用に供している特定の財産の価額に相当する額を含む。）の合計額とする。事業団はその資本金を増加することができるものとする。

### 第三 役員

- 1 事業団に、役員として、理事長一人、副理事長一人、理事五人以内及び監事二人以内を置き、これらのほか非常勤の理事二人以内を置くことができるものとする。
- 2 理事長は、内閣総理大臣が宇宙開発委員会の同意を得て任命するものとする。
- 3 副理事長及び理事は、理事長が内閣総理大臣の認可を受けて任命するものとする。
- 4 監事は、内閣総理大臣が宇宙開発委員会の意見をきいて任命するものとする。

### 第四 業務の範囲

- 1 事業団は、第一の目的を達成するため、次の業務を行なうものとする。
  - (イ) 人工衛星及び人工衛星打上げ用ロケット（以下「人工衛星等」という。）の開発並びにこれに必要な施設及び設備の開発
  - (ロ) その開発に係る人工衛星等の打上げ及び追跡並びにこれらに必要な方法、施設及び設備の開発
  - (ハ) 第一号の開発並びに人工衛星等の打上げ及び追跡並びにこれらに必要な方法、施設及び設備の開発で、委託に応じて行なうもの
  - (ニ) 前三号に掲げる業務に附帯する業務
  - (ホ) 前各号に掲げるもののほか、第一の目的を達成するため必要な業務
- 2 事業団は、第一項の業務を行なうほか、主務大臣の認可を受けて定める基準に従つて、その設置する開発のための施設及び設備を宇宙の開発を行なう者の利用に供することができるものとする。

## 第五 業務運営の基準

事業団の業務は、宇宙開発委員会の議決を経て内閣総理大臣が定める宇宙開発に関する基本計画に基づいて行なわれなければならないものとする。

## 第六 財務及び会計

↑ 事業団は、毎事業年度開始前に、当該事業年度の事業計画、予算及び資金計画を作成し、主務大臣の認可を受けなければならないものとする。

2 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、主務大臣の承認を受けなければならないものとする。

## 第七 監督

事業団は、主務大臣が監督するものとし、主務大臣は、必要があると

認めるときは、事業団に対して、その業務に関し監督上必要な命令をすることができるものとすること。

#### 第八 主務大臣

この法律において主務大臣は、内閣総理大臣、郵政大臣及び人工衛星等の開発に係る事項を所管する大臣で政令で定めるものとすること。

#### 第九 その他

科学技術庁宇宙開発推進本部の廃止及び郵政省電波研究所の業務の一部の移行に伴う権利義務の承継等の措置その他所要の規定を置くほか、関係法律について所要の改正を行なうものとすること。

三  
法  
律  
案

宇宙開発事業団法

目次

第一章 総則（第一条—第九条）

第二章 役員等（第十条—第二十一条）

第三章 業務（第二十二条—第二十四条）

第四章 財務及び会計（第二十五条—第三十五条）

第五章 監督（第三十六条—第三十七条）

第六章 雑則（第三十八条—第四十一条）

第七章 罰則（第四十二条—第四十四条）

附則

第一章 総則

(目的)

（平和の目的に限る）

第一条 宇宙開発事業団は、人工衛星及び人工衛星打上げ用ロケットの開発、打上げ及び追跡を総合的、計画的かつ効率的に行ない、宇宙の開発及び利用の促進に寄与することを目的として設立されるものとする。

(法人格)

第二条 宇宙開発事業団（以下「事業団」という。）は、法人とする。

(事務所)

第三条 事業団は、主たる事務所を東京都に置く。

2 事業団は、内閣総理大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第四条 事業団の資本金は、次に掲げる金額の合計額とする。

一 五億円

二 附則第三条第二項の規定により政府から出資があつたものとされる金額

三 事業団の設立に際し政府以外の者が出資する金額

2 政府は、事業団の設立に際し、前項第一号の五億円を出資するものとする。

3 事業団は、必要があるときは、主務大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

4 政府は、前項の規定により事業団がその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、事業団に出資することができる。

5 政府は、事業団に出資するときは、土地、建物その他の土地の定着物



又は物品（以下「土地等」という。）を出資の目的とすることができる。  
6 前項の規定により出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

7 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

（出資証券）

第五条 事業団は、出資に対し、出資証券を発行する。

2 出資証券は、記名式とする。

3 前項に規定するもののほか、出資証券に関し必要な事項は、政令で定める。

（持分の払戻し等の禁止）

第六条 事業団は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2 事業団は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受け

ることができない。

(登記)

第七条 事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第八条 事業団でない者は、宇宙開発事業団という名称を用いてはならない。  
し。

(民法の準用)

第九条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）及び第五十条（法人の住所）の規定は、事業団について準用する。

## 第二章 役員等

### (役員)

第十条 事業団に、役員として、理事長一人、副理事長一人、理事五人以内及び監事二人以内を置く。

2 事業団に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事二人以内を置くことができる。

### (役員職務及び権限)

第十一条 理事長は、事業団を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、事業団を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 理事（非常勤の理事を除く。）は、理事長の定めるところにより、理

事長及び副理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行なう。

4 非常勤の理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して事業団の業務を掌理する。

5 監事は、事業団の業務を監査する。

6 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は主務大臣（内閣総理大臣にあつては、第四十条の規定により委任された場合には、科学技術庁長官。第四十一条第二項及び第四十三条第一号において同じ。）に意見を提出することができる。

### (役員任命)

第十二条 理事長は、内閣総理大臣が宇宙開発委員会の同意を得て任命す

る。

- 2 副理事長及び理事は、理事長が内閣総理大臣の認可を受けて任命する。
- 3 監事は、内閣総理大臣が宇宙開発委員会の意見をきいて任命する。

(役員任期)

第十三条 理事長、副理事長及び理事の任期は、四年とし、監事の任期は、二年とする。

- 2 役員は、再任されることができ。

(役員欠格条項)

第十四条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

- 一 政府又は地方公共団体の職員（教育公務員で政令で定めるもの及び非常勤の者を除く。）

二 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者で事業団

と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

三 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

（役員解任）

第十五条 内閣総理大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならぬ。

2 内閣総理大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、第十二条の例により、その役員を解任することができる。

- 一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- 二 職務上の義務違反があるとき。

(役員の兼職禁止)

第十六条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第十七条 事業団と理事長又は副理事長との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が事業団を代表する。

(代理人の選任)

第十八条 理事長及び副理事長は、理事又は事業団の職員のうちから、事業団の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(顧問)

第十九条 事業団に、その業務の運営に関する重要事項に参画させるため、顧問を置くことができる。

2 顧問は、学識経験のある者のうちから、理事長が内閣総理大臣の認可を受けて任命する。

(職員の任命)

第二十条 事業団の職員は、理事長が任命する。

(役員等の公務員たる性質)

第二十一条 役員、顧問及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみな

す。

### 第三章 業務

#### (業務の範囲)

第二十二条 事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 人工衛星及び人工衛星打上げ用ロケット（以下この条及び第三十九条第一項において「人工衛星等」という。）の開発並びにこれに必要な施設及び設備の開発

二 その開発に係る人工衛星等の打上げ及び追跡並びにこれらに必要な方法、施設及び設備の開発

三 第一号の開発並びに人工衛星等の打上げ及び追跡並びにこれらに必要な方法、施設及び設備の開発で、委託に応じて行なうもの

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務

五 前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するため必要な業務

2 事業団は、次の業務を行なう場合には、主務大臣の認可を受けて定める基準に従わなければならない。

一 前項第二号の人工衛星等の打上げ

二 前項第三号に掲げる業務

3 事業団は、第一項第五号に掲げる業務を行なおうとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

4 事業団は、第一項の業務を行なうほか、主務大臣の認可を受けて定める基準に従つて、その設置する開発のための施設及び設備を宇宙の開発を行なう者の利用に供することができる。

(業務の委託)



第二十三条 事業団は、主務大臣の認可を受けて定める基準に従つてその業務の一部を委託することができる。

(業務運営の基準)

第二十四条 事業団の業務は、宇宙開発委員会の議決を経て内閣総理大臣が定める宇宙開発に関する基本計画に基づいて行なわれなければならない。

第四章 財務及び会計

(事業年度)

第二十五条 事業団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(事業計画等の認可)

第二十六条 事業団は、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成

し、当該事業年度の開始前に、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(決算)

第二十七条 事業団は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

(財務諸表)

第二十八条 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(次項及び次条において「財務諸表」という。)を作成し、決算完結後一月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 事業団は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報

告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならぬ。

(書類の送付)

第二十九条 事業団は、第二十六条又は前条第一項の規定により認可又は承認を受けたときは、当該認可又は承認に係る事業計画、予算及び資金計画に関する書類又は財務諸表を、事業団に出資した者のうち政府以外のものに送付しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第三十条 事業団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項

の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(短期借入金)

第三十一条 事業団は、内閣総理大臣の認可を受けて、短期借入金をすることができ、

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、内閣総理大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(余裕金の運用)

第三十二条 事業団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 国債その他内閣総理大臣の指定する有価証券の取得
  - 二 銀行への預金又は郵便貯金
  - 三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託
- (財産の処分等の制限)

第三十三条 事業団は、主務省令で定める重要な財産を貸し付け、譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第三十四条 事業団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、内閣総理大臣の承認を受けなければ

ならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(主務省令への委任)

第三十五条 この法律に規定するもののほか、事業団の財務及び会計に關し必要な事項は、主務省令で定める。

## 第五章 監督

(監督)

第三十六条 事業団は、主務大臣が監督する。

2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があるときは、事業団に対して、その業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(報告の徴取及び立入検査)

第三十七条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対しその業務に關し報告をさせ、又はその職員に事業団

の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

## 第六章 雑則

### (解散)

第三十八条 事業団は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額を限度として分配するものとする。

2 前項に規定するもののほか、事業団の解散については、別に法律で定

める。

(主務大臣及び主務省令)

第三十九条 この法律において主務大臣は、内閣総理大臣、郵政大臣及び人工衛星等の開発に係る事項を所管する大臣で政令で定めるものとする。

2 この法律において主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

(科学技術庁長官への委任)

第四十条 内閣総理大臣は、次の権限を科学技術庁長官に委任することができる。

一 第三条第二項、第四条第三項、第二十二条第二項から第四項まで、

第二十三条、第二十六条、第三十一条第一項若しくは第二項ただし書

又は第三十三条の規定による認可

二 第十六条ただし書、第二十八条第一項又は第三十四条の規定による

## 承認

三 第三十二条第一号の規定による指定

四 第三十七条第一項の規定による報告の徴取及び立入検査

(大蔵大臣との協議)

第四十一条 内閣総理大臣(前条の規定により委任された場合には、科学技術庁長官。第四十三条第一号において同じ。)は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第二十四条の基本計画を定めようとするとき。

二 第三十一条第一項又は第二項ただし書の規定による認可をしようとするとき。

三 第三十二条第一号の規定による指定をしようとするとき。

四 第三十四条の規定による承認をしようとするとき。

2 主務大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第四条第三項、第二十二條第二項第二号若しくは第三項、第二十六条又は第三十三条の規定による認可をしようとするとき。

二 第二十八条第一項の規定による承認をしようとするとき。

三 第三十三条又は第三十五条の規定により主務省令を定めようとするとき。

## 第七章 罰則

(罰則)

第四十二条 第三十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、三万円以下の

罰金に処する。

第四十三条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした事業団の役員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律により内閣総理大臣又は主務大臣の認可又は承認を受けなければならぬ場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第七条第一項の政令の規定に違反して登記することを怠つたとき。

三 第二十二條第一項及び第四項の業務以外の業務を行なつたとき。

四 第三十二條の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第三十六條第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

第四十四條 第八條の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

## 附 則

(施行期日)



第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第八条から第十八条までの規定は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(事業団の設立)

第二条 内閣総理大臣は、第十二条第一項又は第三項の例により、事業団の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、事業団の成立の時において、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

3 内閣総理大臣は、設立委員を命じて、事業団の設立に関する事務を処理させる。

4 設立委員は、政府以外の者に対し、事業団に対する出資を募集しなけ

ればならない。

5 設立委員は、前項の募集が終わつたときは、主務大臣に対し、設立の認可を申請しなければならない。

6 設立委員は、前項の認可を受けたときは、政府及び出資の募集に応じた政府以外の者に対し、出資金の払込みを求めなければならない。

7 設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

8 第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前項の事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

9 事業団は、前項の規定による設立の登記をすることによつて成立する。

#### (権利義務の承継等)

第三条 事業団の成立の際、現に国が有する権利及び義務のうち、科学技術庁設置法（昭和三十一年法律第四十九号）第二十条の二第一項の規定による科学技術庁宇宙開発推進本部の所掌事務及び郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百四十四号）第十七条の二の規定による郵政省電波研究所の所掌事務（電離層の観測のための人工衛星の開発に係るものに限る。）に関するもので政令で定めるものは、事業団の成立の時に限って事業団が承継する。

2 前項の規定により事業団が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、その承継される権利に係る土地、建物、物品その他の財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から事業団に対し出資されたものとする。

3 前項の規定により政府から出資があつたものとされる同項の財産の価額は、事業団の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

5 第一項の規定により事業団が国の有する権利を承継した場合には、当該承継に伴う登記若しくは登録又は当該承継に係る不動産の取得については、登録免許税又は不動産取得税を課さない。

(経過規定)

第四条 事業団が昭和四十五年三月三十一日までに、第四条第五項の規定による政府からの出資を受ける場合には、当該出資の目的とされる土地等に係る登記については、登録免許税を課さない。

第五条 この法律の施行の際、現に宇宙開発事業団という名称を使用して

いる者については、第八条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第六条 事業団の最初の事業年度は、第二十五条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和四十五年三月三十一日に終わるものとする。

第七条 事業団の最初の事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、第二十六条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「事業団の成立後遅滞なく」と読み替えるものとする。

(関係法律の一部改正)

第八条 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中医療金融公庫の項の次に次のように加える。

宇宙開発事業団 宇宙開発事業団法（昭和四十四年法律第 号）

第九条 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中アジア経済研究所の項の次に次のように加える。

宇宙開発事業団 宇宙開発事業団法（昭和四十四年法律第 号）

第十条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第七号中「及び動力炉・核燃料開発事業団」を「、動力炉・核燃料開発事業団及び宇宙開発事業団」に改める。

第七十三条の四第一項に次の一号を加える。

二十二 宇宙開発事業団が宇宙開発事業団法（昭和四十四年法律第 号）第二十二條第一項第一号から第三号までに規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの

第三百四十九條の三に次の一項を加える。

24 宇宙開発事業団が所有し、かつ、直接宇宙開発事業団法第二十二條第一項第一号から第三号までに規定する業務の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、前二條の規定にかかわらず、当該固定資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税については、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額とし、その後五年度分の固定資産税については、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

第十一条 行政管理庁設置法（昭和二十三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「動力炉・核燃料開発事業団」の下に「、宇宙開発

事業団」を加える。

第十二条 建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二十六号の二中「動力炉・核燃料開発事業団」の下に「、宇宙開発事業団」を加える。

第十三条 郵政省設置法の一部を次のように改正する。

第十条の二第一項第十六号の次に次の一号を加える。

十六の二 宇宙開発事業団に関すること。

第十四条 科学技術庁設置法の一部を次のように改正する。

第七条の二第六号中「、国立防災科学技術センター及び宇宙開発推進本部」を「及び国立防災科学技術センター」に改め、同条に次の一号を加える。

七 宇宙開発事業団に関すること。

第十六条中「宇宙開発推進本部」を削る。

第二十条の二及び第二十条の三を削り、第二十条の四を第二十条の二とし、第二十条の五を第二十条の三とする。

第十五条 放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）の一部を次のように改正する。

第九条の二の次に次の一条を加える。

（宇宙開発事業団への出資）

第九条の三 協会は、その業務を遂行するために必要がある場合には、郵政大臣の認可を受けて、収支予算、事業計画及び資金計画で定めるところにより、宇宙開発事業団に出資することができる。

第四十八条第一項第一号中「第十一条第二項」を「第九条の三（宇宙

開発事業団への出資の認可)、第十一条第二項」に改める。

第五十五条第二号中「第十一条第二項」を「第九条の三、第十一条第二項」に改める。

第十六条 日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第二百五十号)の一部を次のように改正する。

第三条の三第一項中「公社は」の下に「、前二条の規定によるほか」を加え、同条を第三条の四とし、同条の前に次の一条を加える。

(宇宙開発事業団への出資)

第三条の三 公社は、その業務の運営上必要がある場合には、郵政大臣の認可を受けて、予算で定めるところにより、宇宙開発事業団に出資することができる。

第十七条 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のよ

うに改正する。

第三条第三十四号の二の次に次の一号を加える。

三十四の三 宇宙開発事業団が宇宙開発事業団法(昭和四十四年法律第 号)第二十二條第一項第一号又は第二号に掲げる業務の用に供する施設

第十八条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「動力炉・核燃料開発事業団」の下に「、宇宙開発事業団」を加える。



## 理由

人工衛星及び人工衛星打上げ用ロケットの開発、打上げ及び追跡を総合的、計画的かつ効率的に行ない、宇宙の開発及び利用の促進に寄与するため、宇宙開発事業団を設立する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

四  
新  
旧  
对  
照  
表

関係法律新旧対照表

新

◎所得税法（昭和四十年法律第三十三号）

別表第一 公共法人等の表

一 次の表に掲げる法人

医療金融 公庫	医療金融公庫法（昭和三十 五年法律第九十五号）
宇宙開発 事業団	宇宙開発事業団法（昭和 四十四年法律第 号）
オリンピッ ク記念青 少年総合 センター	オリンピック記念青少年 総合センター法（昭和四 十年法律第四十五号）

◎法人税法（昭和四十年法律第三十四号）

旧

別表第一 公共法人等の表

一 次の表に掲げる法人

医療金融 公庫	医療金融公庫法（昭和三十 五年法律第九十五号）
オリンピッ ク記念青 少年総合 センター	オリンピック記念青少年総 合センター法（昭和四十年 法律第四十五号）

新

別表第二 公益法人等の表

一 次の表に掲げる法人

アジア経済研究所	アジア経済研究所法（昭和三十五年法律第五十一号）
宇宙開発事業団	宇宙開発事業団法（昭和四十四年法律第 号）
開拓融資保証協会	開拓融資保証法（昭和二十八年法律第九十一号）

旧

別表第二 公益法人等の表

一 次の表に掲げる法人

アジア経済研究所	アジア経済研究所法（昭和三十五年法律第五十一号）
開拓融資保証協会	開拓融資保証法（昭和二十八年法律第九十一号）

◎地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）

（法人の事業税の非課税所得等の範囲）

第七十二条の五 道府県は、左の各号に掲げる法人の事業の所得又は収入金額で収益事業に係るもの以外のものに対

（法人の事業税の非課税所得等の範囲）

第七十二条の五 道府県は、左の各号に掲げる法人の事業の所得又は収入金額で収益事業に係るもの以外のものに対

しては、事業税を課することができな

す。

一六（略）

- 七 石炭鉱業合理化事業団、畜産振興事業団、糖価安定事業団、日本蚕糸事業団、日本原子力船開発事業団、動力炉・核燃料開発事業団及び宇宙開発事業団

（以下略）

（用途による不動産取得税の非課税）

第七十三条の四 道府県は、左の各号に掲げる者が不動産をそれぞれ当該各号に掲げる不動産として使用するために取得した場合においては、当該不動産

しては、事業税を課することができな

す。

一六（略）

- 七 石炭鉱業合理化事業団、畜産振興事業団、糖価安定事業団、日本蚕糸事業団、日本原子力船開発事業団及び動力炉・核燃料開発事業団

（以下略）

（用途による不動産取得税の非課税）

第七十三条の四 道府県は、左の各号に掲げる者が不動産をそれぞれ当該各号に掲げる不動産として使用するために取得した場合においては、当該不動産

新	旧
<p>の取得に対しては、不動産取得を課することができない。</p> <p>一一二十(略)</p> <p>二十一、外貿埠頭公団が直接外貿埠頭公団法(昭和四十二年法律第二百二十五号)第三十条第一項に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの</p> <p>二十二 宇宙開発事業団が宇宙開発事業団法(昭和四十四年法律第 号)第二十二條第一項第一号から第三号までに規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの</p>	<p>の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。</p> <p>一一二十(略)</p> <p>二十一 外貿埠頭公団が直接外貿埠頭公団法(昭和四十二年法律第二百二十五号)第三十条第一項に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの</p>

(以下略)

(発電、変電又は送電施設等に対する

固定資産税の課税標準等の特例)

第三百四十九条の三

1120 (略)

21 外貿埠頭公団が所有し、かつ、直接

外貿埠頭公団法第三十条第一項に規定

する業務の用に供する固定資産で政令

で定めるものに対して課する固定資産

税の課税標準は、前二条の規定にかか

わらず、当該固定資産に係る固定資産

税の課税標準となるべき価格の二分の

一の額とする。

22  
23 (略)

(以下略)

(発電、変電又は送電施設等に対する

固定資産税の課税標準等の特例)

第三百四十九条の三

1120 (略)

21 外貿埠頭公団が所有し、かつ、直接

外貿埠頭公団法第三十条第一項に規定

する業務の用に供する固定資産で政令

で定めるものに対して課する固定資産

税の課税標準は、前二条の規定にかか

わらず、当該固定資産に係る固定資産

税の課税標準となるべき価格の二分の

一の額とする。

新

24 宇宙開発事業団が所有し、かつ、直接宇宙開発事業団法第二十二條第一項第一号から第三号までに規定する業務の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、前二條の規定にかかわらず、当該固定資産に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から五年度分の固定資産税については、当該固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額とし、その後五年度分の固定資産税については、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額とする。

旧

準となるべき価格の三分の二の額とする。

◎行政管理庁設置法（昭和二十三年法律第七十七号）

（所掌事務及び権限）

第二条 行政管理庁の所掌事務の範囲は、左の通りとし、その権限の行使は、その範囲内で法律（法律に基く命令を含む。）に従つてなされなければならない。

一一十一（略）

（所掌事務及び権限）

第二条 行政管理庁の所掌事務の範囲は、左の通りとし、その権限の行使は、その範囲内で法律（法律に基く命令を含む。）に従つてなされなければならない。

一一十一（略）

十二 前号の監察に関連して、公共企業体（公共企業体等労働関係法（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第一項第一号に掲げる公共企業体をいう。）、公庫（公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年

十二 前号の監察に関連して、公共企業体（公共企業体等労働関係法（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第一項第一号に掲げる公共企業体をいう。）、公庫（公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年

新

法律第九十九号)第一条の公庫をい  
う。)、日本住宅公団、……動力炉  
核燃料開発事業団、宇宙開発事業団、  
年金福祉事業団、……の業務並びに  
国の委任又は補助に係る業務の実施  
状況に関し必要な調査を行うこと。

(以下略)

◎建設省設置法(昭和二十三年法律百十三号)

(本省の所掌事務及び権限)

第三条 本省の所掌事務の範囲は、左の  
通りとし、その権限の行使は、その範  
囲内で法律(法律に基く命令を含む。)

旧

法律第九十九号)第一条の公庫をい  
う。)、日本住宅公団、……動力炉  
核燃料開発事業団、年金福祉事業団、  
……の業務並びに国の委任又は補助  
に係る業務の実施状況に関し必要な  
調査を行うこと。

(以下略)

(本省の所掌事務及び権限)

第三条 本省の所掌事務の範囲は、左の  
通りとし、その権限の行使は、その範  
囲内で法律(法律に基く命令を含む。)



に従つてなされなければならない。

一―二十六（略）

二十六の二 公共団体、住宅金融公庫、

… 動力炉・核燃料開発事業団、宇

宙開発事業団、国民金融公庫、…

… 国家公務員共済組合連合会（

以下「公共団体等」という。）の委

託に基づき、建設工事、建設工事の設

計、建設工事の工事管理、土地の測

量、地図の調製及び測量用写真の撮

影並びに建設工事用機械の修理及び

運転を行うこと。

◎郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百四十四号）

（電波監理局の事務）

に従つてなされなければならない。

一―二十六（略）

二十六の二 公共団体、住宅金融公庫、

… 動力炉・核燃料開発事業団、国

民金融公庫、… 国家公務員共済

組合連合会（以下「公共団体等」と

いう。）の委託に基づき、建設工事、

建設工事の設計、建設工事の工事管

理、土地の測量、地図の調製及び測

量用写真の撮影並びに建設工事用機

械の修理及び運転を行うこと。

（電波監理局の事務）

新

第十条の二 電波監理局においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一 一十五（略）

十六 日本放送協会に関すること。

十六の二 宇宙開発事業団に関すること。

十七 所部の職員の需要及び採用に関する計画案を作成すること。

（以下略）

◎科学技術庁設置法（昭和三十一年法律第四十九号）

（研究調整局の事務）

第七条の二 研究調整局においては、次の事務をつかさどる。

旧

第十条の二 電波監理局においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一 一十五（略）

十六 日本放送協会に関すること。

十七 所部の職員の需要及び採用に関する計画案を作成すること。

（以下略）

（研究調整局の事務）

第七条の二 研究調整局においては、次の事務をつかさどる。

一 一五（略）

六 航空宇宙技術研究所及び国立防災科学技術センターに関すること。

七 宇宙開発事業団に関すること。

（附属機関）

第十六条 科学技術庁に附属機関として、次の機関を置く。

航空宇宙技術研究所

金属材料技術研究所

放射線医学総合研究所

国立防災科学技術センター

無機材質研究所

資源調査所

一 一五（略）

六 航空宇宙技術研究所、国立防災科学技術センター及び宇宙開発推進本部に関すること。

（附属機関）

第十六条 科学技術庁に附属機関として、次の機関を置く。

航空宇宙技術研究所

金属材料技術研究所

放射線医学総合研究所

国立防災科学技術センター

宇宙開発推進本部

無機材質研究所

資源調査所

新

旧

(宇宙開発推進本部)

第二十條の二 宇宙開発推進本部は、宇宙の利用を総合的かつ効率的に推進するため次に掲げる事務をつかさどる機関とする。

一 特に開発する必要があるロケット及び人工衛星（これらに装備し、又はとう載する機器を含む。以下同じ）であつて、関係行政機関が重複して開発することが、多額の経費を要するため、適当でないと認められるものを開発するため必要な設計及び試作を行なうこと。

二 前号の試作に係るロケット及び人

工衛星の打上げ及び追跡を行なうこと。

三 委託に応じ、人工衛星の追跡を行なうこと。

四 第一号の設計及び試作並びに前二号の打上げ及び追跡に附帯する研究及び試験を自ら又は委託して行なうこと。

2 宇宙開発推進本部は、東京都に置く。

3 内閣総理大臣は、第一項第二号及び

第三号の追跡に関する事務を分掌させるため、沖縄島に宇宙開発推進本部沖縄電波追跡所（次条において「沖縄電波追跡所」という。）を設けるほか、

新

旧

宇宙開発推進本部の事務を分掌させるため、所要の地に宇宙開発推進本部の支所を設けることができる。

4 宇宙開発推進本部の内部組織並びに支所の名称、位置及び内部組織は、前項に規定するもののほか、総理府令で定める。

(沖繩電波追跡所の職員の給与)

第二十条の三 沖繩電波追跡所に置かれる職員(以下この条において「職員」という。)には、俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉手当のほか、在勤手当を支給する。

2 職員に対して支給する在勤手当の支給額は、職員がその体面を維持し、かつ、その職務と責任に応じて能率を充分発揮することができるように沖繩電波追跡所の所在地における物価、為替相場及び生活水準を勘案して、政令で定める。

3 在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)第二条第三項、第三条、第四条、第十条(第三項を除く。)及び第二十一条第二項の規定は、第二項の俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉手当並びに在勤手当の支給について準用

新

旧

する。この場合において、これらの規定中「大使及び公使以外の在外職員」とあり、又は「在外職員」とあるのは「職員」と、「当該在外職員」とあるのは「当該職員」と、「在勤俸及び加俸」とあり、又は「在勤俸」とあるのは「在勤手当」と、第四条第一項中「特別職の職員の給与に関する法律第八条並びに一般職の職員の給与に関する法律」とあるのは「一般職の職員の給与に関する法律」と、第十条第二項中「外国」とあるのは「宇宙開発推進本部沖繩電波追跡所の所在地」と、同条第五項中「本邦へ出張を命ぜられ、又は休暇帰国を許された」とあるのは

(無機材質研究所)

第二十条の二 無機材質研究所は、次に

掲げる事務をつかさどる機関とする。

一 非金属無機材質に係る超高純度材質及びこれに類する材質の創製に関する研究を行なうこと。

二 前号の研究に伴い得られた物を試験料として提供すること。

三 委託に応じ、第一号の研究を行なうこと。

2 無機材質研究所は、東京都に置く。

3 無機材質研究所の内部組織は、総理

「本邦へ出張を命ぜられた」と読み替えるものとする。

(無機材質研究所)

第二十条の四 無機材質研究所は、次に

掲げる事務をつかさどる機関とする。

一 非金属無機材質に係る超高純度材質及びこれに類する材質の創製に関する研究を行なうこと。

二 前号の研究に伴い得られた物を試験料として提供すること。

三 委託に応じ、第一号の研究を行なうこと。

2 無機材質研究所は、東京都に置く。

3 無機材質研究所の内部組織は、総理

新

府令で定める。

(資源調査所)

第二十条の三 資源調査所は、次に掲げる事務をつかさどる機関とする。

- 一 資源の総合的利用に関する基礎的な事項を調査し、及び分析すること。
- 二 資源の総合的利用に関する内外の資料を収集し、整理し、及び分析すること。

2 資源調査所は、東京都に置く。

3 資源調査所の内部組織は、総理府令で定める。

旧

府令で定める。

(資源調査所)

第二十条の五 資源調査所は、次に掲げる事務をつかさどる機関とする。

- 一 資源の総合的利用に関する基礎的な事項を調査し、及び分析すること。
- 二 資源の総合的利用に関する内外の資料を収集し、整理し、及び分析すること。

2 資源調査所は、東京都に置く。

3 資源調査所の内部組織は、総理府令で定める。



◎放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）

（宇宙開発事業団への出資）

第九条の三 協会は、その業務を遂行するために必要がある場合には、郵政大臣の認可を受けて、収支予算、事業計画及び資金計画で定めるところにより、宇宙開発事業団に出資することができる。

（電波監理審議会への諮問）

第四十八条 郵政大臣は、左に掲げる場合には、電波監理審議会に諮問し、その議決を尊重して措置をしなければならぬ。

一 第九条第二項第十号（任意的業務

（電波監理審議会への諮問）

第四十八条 郵政大臣は、左に掲げる場合には、電波監理審議会に諮問し、その議決を尊重して措置をしなければならぬ。

一 第九条第二項第十号（任意的業務

(新)	旧
<p>の認可)、第九条第七項(修理業務を行う場所の指定)、第九条の三(宇宙開発事業団への出資の認可)、第十一条第二項(定款変更の認可)、第三十二条第二項及び第三項(受信料免除の基準及び受信契約条項の認可)、第三十三条(国際放送実施の命令)、第三十七条の二第一項(収支予算等の認可)、第四十三条第一項(放送の廃止又は休止の認可)又は前条(放送設備の譲渡等の認可)の規定による処分をしようとするとき。</p>	<p>の認可)、第九条第七項(修理業務を行う場所の指定)、第十一条第二項(定款変更の認可)、第三十二条第二項及び第三項(受信料免除の基準及び受信契約条項の認可)、第三十三条(国際放送実施の命令)、第三十七条の二第一項(収支予算等の認可)、第四十三条第一項(放送の廃止又は休止の認可)又は前条(放送設備の譲渡等の認可)の規定による処分をしようとするとき。</p>

<p>(以下略)</p> <p>第五十五条 次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした協会の役員を十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第九条の三、第十一条第二項、第三十二条第二項若しくは第三項、第三十七条の二第一項、第四十二条第一項、第四十三条第一項又は第四十七条第一項の規定により認可を受けなければならないとき。</p> <p>三 (略)</p>	<p>(以下略)</p> <p>第五十五条 次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした協会の役員を十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第十一条第二項、第三十二条第二項若しくは第三項、第三十七条の二第一項、第四十二条第一項、第四十三条第一項又は第四十七条第一項の規定により認可を受けなければならないとき。</p> <p>三 (略)</p>
---	---

新

旧

◎日本電信電話公社法（昭和二十七年法律第二百五十号）

（宇宙開発事業団への出資）

第三条の三 公社は、その業務の運営上必要がある場合には、郵政大臣の認可を受けて、予算で定めるところにより、宇宙開発事業団に出資することができる。

（投資）

第三条の四 公社は、前二条の規定によるほか、その業務の運営上必要がある場合には、郵政大臣の認可を受けて、予算で定めるところにより、公社の委

（投資）

第三条の三 公社は、その業務の運営上必要がある場合には、郵政大臣の認可を受けて、予算で定めるところにより、公社の委託を受けて公衆電気通信業

託を受けて公衆電気通信業務の一部を行なうことを主たる目的とする事業及び公社の公衆電気通信業務の運営に特に密接に関連する業務を行なうことを主たる目的とする事業に投資することができる。

2 (略)

◎土地収用法 (昭和二十六年法律第二百十九号)

(土地を収用し、又は使用することができる事業)

第三条 土地を収用し、又は使用することができる公共の利益となる事業は、左の各号の一に該当するものに関する

務の一部を行なうことを主たる目的とする事業及び公社の公衆電気通信業務の運営に特に密接に関連する業務を行なうことを主たる目的とする事業に投資することができる。

2 (略)

(土地を収用し、又は使用することができる事業)

第三条 土地を収用し、又は使用することができる公共の利益となる事業は、左の各号の一に該当するものに関する

新

事業でなければならない。

一―三十四の二(略)

三十四の三 宇宙開発事業団が宇宙開

発事業団法(昭和四十四年法律第

号)第二十二條第一項第一号又は

第二号に掲げる業務の用に供する施

設

三十五(略)

◎地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)

(退職手当の財源に充てるための地方

債等)

第二十四條

1 (略)

2 地方公共団体は、当分の間、国(国

旧

事業でなければならない。

一―三十四の二(略)

三十五(略)

(退職手当の財源に充てるための地方

債等)

第二十四條

1 (略)

2 地方公共団体は、当分の間、国(国

家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第八条の規定に基き設置される機関で地方に置かれるもの及び同法第九条に規定する地方支分部局並びに裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)第二条に規定する下級裁判所を含む。以下同じ。)又は日本専売公社……動力炉・核燃料開発事業団、宇宙開発事業団、労働福祉事業団……畜産振興事業団(以下「公社等」という。)に対し、寄附金、法律又は政令の規定に基かない負担金その他これらに類するもの(これに相当する物品等を含む。以

家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第八条の規定に基き設置される機関で地方に置かれるもの及び同法第九条に規定する地方支分部局並びに裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)第二条に規定する下級裁判所を含む。以下同じ。)日本専売公社……動力炉・核燃料開発事業団、労働福祉事業団……畜産振興事業団(以下「公社等」という。)に対し、寄附金、法律又は政令の規定に基かない負担金その他これらに類するもの(これに相当する物品等を含む。以下「寄附金等」と

新

下「寄附金等」という。)を支出してはならない。ただし、地方公共団体がその施設を国又は公社等に移管しようとする場合その他やむを得ないと認められる政令で定める場合における国又は公社等と当該地方公共団体との協議に基いて支出する寄附金等で、あらかじめ自治大臣の承認を得たものについては、この限りでない。

旧

いう。)を支出してはならない。ただし、地方公共団体がその施設を国又は公社等に移管しようとする場合その他やむを得ないと認められる政令で定める場合における国又は公社等と当該地方公共団体との協議に基いて支出する寄附金等で、あらかじめ自治大臣の承認を得たものについては、この限りでない。

五  
参  
照  
条  
文

宇宙開發事業団法案参照条文

◎民法（明治二十九年法律第八十九号）

（法人の不法行為能力）

第四十四条 法人ハ理事其他ノ代理人カ其職務ヲ行フニ付キ他人ニ加ヘタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス

2 法人ノ目的ノ範圍内ニ在ラサル行為ニ因リテ他人ニ損害ヲ加ヘタルトキハ其事項ノ議決ヲ賛成シタル社員、理事及ヒ之ヲ履行シタル理事其他ノ代理人連帶シテ其賠償ノ責ニ任ス

（法人の住所）

第五十条 法人ノ住所ハ其主タル事務所ノ所在地ニ在ルモノトス

◎刑法（明治四十年法律第四十五号）



(公務員、公務所)

第七条 本法ニ於テ公務員ト称スルハ官吏、公吏、法令ニ依リ公務ニ従事スル議員、委員其他ノ職員ヲ謂フ

2 公務所ト称スルハ公務員ノ職務ヲ行フ所ヲ謂フ

◎科学技術庁設置法(昭和三十一年法律第四十九号)

(研究調整局の事務)

第七条の二 研究調整局においては、次の事務をつかさどる。

一―五 (略)

六 航空宇宙技術研究所、国立防災科学技術センター及び宇宙開発推進本部に關すること。

(附属機関)

第十六条 科学技術庁に附属機関として、次の機関を置く。

.....

国立防災科学技術センター

宇宙開発推進本部

(以下略)

(宇宙開発推進本部)

第二十条の二 宇宙開発推進本部は、宇宙の利用を総合的かつ効率的に推進するため次に掲げる事務をつかさどる機関とする。

一 特に開発する必要があるロケット及び人工衛星(これらに装備し、又はとう載する機器を含む。以下同じ。)であつて、関係行政機関が重複して開発することが、多額の経費を要するため、適当でないと認められるものを開発するため必要な設計及び試作を行なうこと。

二 前号の試作に係るロケット及び人工衛星の打上げ及び追跡を行なうこと。

三 委託に応じ、人工衛星の追跡を行なうこと。

四 第一号の設計及び試作並びに前二号の打上げ及び追跡に附帯する研究及び試験を自ら又は委託して行なうこと。

2 宇宙開発推進本部は、東京都に置く。

3 内閣総理大臣は、第一項第二号及び第三号の追跡に関する事務を分掌させるため、沖縄島に宇宙開発推進本部沖縄電波追跡所（次条において「沖縄電波追跡所」という。）を設けるほか、宇宙開発推進本部の事務を分掌させるため、所要の地に宇宙開発推進本部の支所を設けることができる。

4 宇宙開発推進本部の内部組織並びに支所の名称、位置及び内部組織は、前項に規定するもののほか、総理府令で定める。

（沖縄電波追跡所の職員の給与）

第二十条の三 沖繩電波追跡所に置かれる職員（以下この条において「職員」という。）には、俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉手当のほか、在勤手当を支給する。

2 職員に対して支給する在勤手当の支給額は、職員がその体面を維持し、かつ、その職務と責任に応じて能率を充分發揮することができるように沖繩電波追跡所の所在地における物価、為替相場及び生活水準を勘案して、政令で定める。

3 在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第二条第三項、第三条、第四条、第十条（第三項を除く。）及び第二十一条第二項の規定は、第一項の俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉手当並びに在勤手当の支給について準用する。この場合において、これらの規定中「大使及び公使以外の在外職員」とあり、又は「在外職

員」とあるのは「職員」と、「当該在外職員」とあるのは「当該職員」と、「在勤俸及び加俸」とあり、又は「在勤俸」とあるのは「在勤手当」と、第四条第一項中「特別職の職員の給与に関する法律第八条並びに一般職の職員の給与に関する法律」とあるのは「一般職の職員の給与に関する法律」と、第十条第二項中「外国」とあるのは「宇宙開発推進本部沖繩電波追跡所の所在地」と、同条第五項中「本邦へ出張を命ぜられ、又は休暇帰国を許された」とあるのは「本邦へ出張を命ぜられた」と読み替えるものとする。

◎郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百四十四号）

（電波監理局の事務）

第十条の二 電波監理局においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一 一十五 （略）

十六 日本放送協会に関すること。

（以下略）

（電波研究所）

第十七条の二 電波研究所は、左に掲げる事項を行うための機関とする。

一 電波の伝わり方の観測、研究及び調査を行うこと。

二 周波数標準値を定め、標準電波を発射し、及び標準時を通報すること。

三 電波の伝わり方について、予報及び異常に関する警報を送信し、並びにその他の通報をすること。

四 無線設備の機器の型式検定をすること。

五 無線設備の性能試験及びその機器の較正を行うこと。

六 第二号から第五号までの事項に関する研究及び調査を行うこと。

七 前各号の事務に附帯すること。

◎所得税法（昭和四十年法律第三十三号）

（公共法人等及び公益信託に係る非課税）

第十一条 別表第一第一号に掲げる内国法人が支払を受ける第七十四条各号（内国法人に係る所得税の課税標準）に掲げる利子等、配当等、利益の分配並びに報酬及び料金については、所得税を課さない。

（以下略）

別表第一 公共法人等の表

一 次の表に掲げる法人

名称	根拠法
医療金融公庫	医療金融公庫法（昭和三十五年法律第九十五号）

◎法人税法（昭和四十年法律第三十四号）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一―五 （略）

六 公益法人等 別表第二に掲げる法人をいう。

（以下略）

（納税義務者）

第四条 内国法人は、この法律により、法人税を納める義務がある。ただし、内国法人である公益法人等又は人格のない社団等については、収益事業を営む場合に限る。

（以下略）

(内国公益法人等の非収益事業所得等の非課税)

第七条 内国法人である公益法人等又は人格のない社団等の各事業年度の所得のうち収益事業から生じた所得以外の所得及び清算所得については、  
第五条(内国法人の課税所得の範囲)の規定にかかわらず、それぞれ各事業年度の所得に対する法人税及び清算所得に対する法人税を課さない。  
別表第二 公益法人等の表

一 次の表に掲げる法人

名 称	根 拠 法
アジア経済研究所	アジア経済研究所法(昭和三十一年法律第五十一号)

◎ 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)

(法人の事業税の非課税所得等の範囲)

第七十二条の五 道府県は、左の各号に掲げる法人の事業の所得又は収入

金額で収益事業に係るもの以外のものに対しては、事業税を課することができない。

一―六 (略)

七 石炭鉱業合理化事業団、畜産振興事業団、糖価安定事業団、日本蚕糸事業団、日本原子力船開発事業団及び動力炉・核燃料開発事業団  
(以下略)

(用途による不動産取得税の非課税)

第七十三条の四 道府県は、左の各号に掲げる者が不動産をそれぞれ当該各号に掲げる不動産として使用するために取得した場合においては、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

一―二十 (略)

二十一 外貿埠頭公団が直接外貿埠頭公団法(昭和四十二年法律第二百

十五号) 第三十条第一項に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの。

(発電、変電又は送電施設等に対する固定資産税の課税標準等の特例)

### 第三百四十九条の三

1 | 20 (略)

21 外貿埠頭公団が所有し、かつ、直接外貿埠頭公団法第三十条第一項に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、前二条の規定にかかわらず、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

◎ 行政管理庁設置法 (昭和二十三年法律第七十七号)

(所掌事務及び権限)

第二条 行政管理庁の所掌事務の範囲は、左の通りとし、その権限の行使



は、その範囲内で法律（法律に基く命令を含む。）に従つてなされなければならぬ。

一—十（略）

十一 各行政機関の業務の実施状況を監察し、必要な勧告を行うこと。

十二 前号の監察に関連して、公共企業体………、動力炉・核燃料

開発事業団………の業務並びに国の委任又は補助に係る業務の実

施状況に關し必要な調査を行うこと。

十三 各行政機関の業務及び前号に規定する業務に關する苦情の申出に  
つき必要なあつせんを行なうこと。

十四（略）

◎建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）

（本省の所掌事務及び権限）

第三条 本省の所掌事務の範囲は、左の通りとし、その権限の行使は、その範囲内で法律（法律に基く命令を含む。）に従つてなされなければならない。

一―二十六（略）

二十六条の二 ……動力炉・核燃料開発事業団……の委託に基き、建設工事、建設工事の設計、建設工事の工事管理、土地の測量、地図の調製及び測量用写真の撮影並びに建設工事用機械の修理及び運転を行うこと。

（以下略）

◎放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）

第九条の二 協会は、前条第一項及び第二項に規定する業務のほか、国際放送を行うものとする。

（電波監理審議会への諮問）

第四十八条 郵政大臣は、左に掲げる場合には、電波監理審議会に諮問し、その議決を尊重して措置をしなければならない。

- 一 第九条第二項第十号（任意的業務の認可）、第九条第七項（修理業務を行う場所の指定）、第十一条第二項（定款変更の認可）、第三十条第二項及び第三項（受信料免除の基準及び受信契約条項の認可）、第三十三条（国際放送実施の命令）、第三十四条第一項（放送に関する研究の実施命令）、第三十七条の二第一項（収支予算等の認可）、第四十三条第一項（放送の廃止又は休止の認可）又は前条（放送設備の譲渡等の認可）の規定による処分をしようとするとき。

（以下略）

第五十五条 次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をし

た協会の役員を十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第十一条第二項、第三十二条第二項若しくは第三項、第三十七条の二第一項、第四十二条第一項、第四十三条第一項又は第四十七条第一項の規定により認可を受けるべき場合に認可を受けなかつたとき。

三 (略)

◎日本電信電話公社法（昭和二十七年法律第二百五十号）

（国際電信電話株式会社の株式の保有）

第三条の二 公社は、国際電信電話株式会社の株式を保有することができる。但し、発行済株式総数の五分の一をこえてはならない。

（投資）

第三条の三 公社は、その業務の運営上必要がある場合には、郵政大臣の

認可を受けて、予算で定めるところにより、公社の委託を受けて公衆電気通信業務の一部を行なうことを主たる目的とする事業及び公社の公衆電気通信業務の運営に特に密接に関連する業務を行なうことを主たる目的とする事業に投資することができる。

2 前項の規定により公社が投資することができる事業の範囲は、政令で定める。

◎土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）

（土地を収用し、又は使用することができる事業）

第三条 土地を収用し、又は使用することができる公共の利益となる事業は、左の各号の一に該当するものに関する事業でなければならない。

一 三十四 （略）

三十四 条の二 水資源開発公団が設置する水資源開発公団法（昭和三十

六年法律第二百十八号)第十八条第一項第一号の施設及び同条第二項第一号の愛知豊川用水施設

(以下略)

◎地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)  
(退職手当の財源に充てるための地方債等)

第二十四条

1 (略)

2 地方公共団体は、当分の間、国(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第八条の規定に基き設置される機関で地方に置かれるもの及び同法第九条に規定する地方支分部局並びに裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)第二条に規定する下級裁判所を含む。以下同じ。)又は……動力炉・核燃料開発事業団……若しくは畜産振興事業団(以

下「公社等」という。)に対し、寄附金、法律又は政令の規定に基かない負担金その他これらに類するもの(これに相当する物品等を含む。以下「寄附金等」という。)を支出してはならない。ただし、地方公共団体がその施設を国又は公社等に移管しようとする場合その他やむを得ないと認められる政令で定める場合における国又は公社等と当該地方公共団体との協議に基いて支出する寄附金等で、あらかじめ自治大臣の承認を得たものについては、この限りでない。